

別表六(十四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十四) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1							
資産種類	2							
区	取得年月日	3						
分	事業の用に供した年月日	4	平	・	平	・	平	・
		5	平	・	平	・	平	・
取得	取得価額又は製作価額	6			円		円	
	法人税上の圧縮記帳	7						

「21」欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成24年旧効力措置法第42条の10第3項」
- ② 「区分番号」欄:「00086」
- ③ 「適用額」欄:当該別表六(十四)「21」欄の金額(円単位)

期 分	税額控除限度額 $(9) - (10) \times \frac{15}{100} + (10) \times \frac{8}{100}$	11		期 繰 越 分	(23の計)		
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「30の②」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「31の②」)	15			法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22	
	当期税額控除額 (14) - (15)	16					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (23) - (24)
	23	24	25
平	円	円	
平		外	外
平		外	外
平		外	外
平		外	外
平		外	外
平		外	外
平		外	外
平		外	外
計		(19)	
当期分	(11)	(14)	外
合計			

設備等の概要